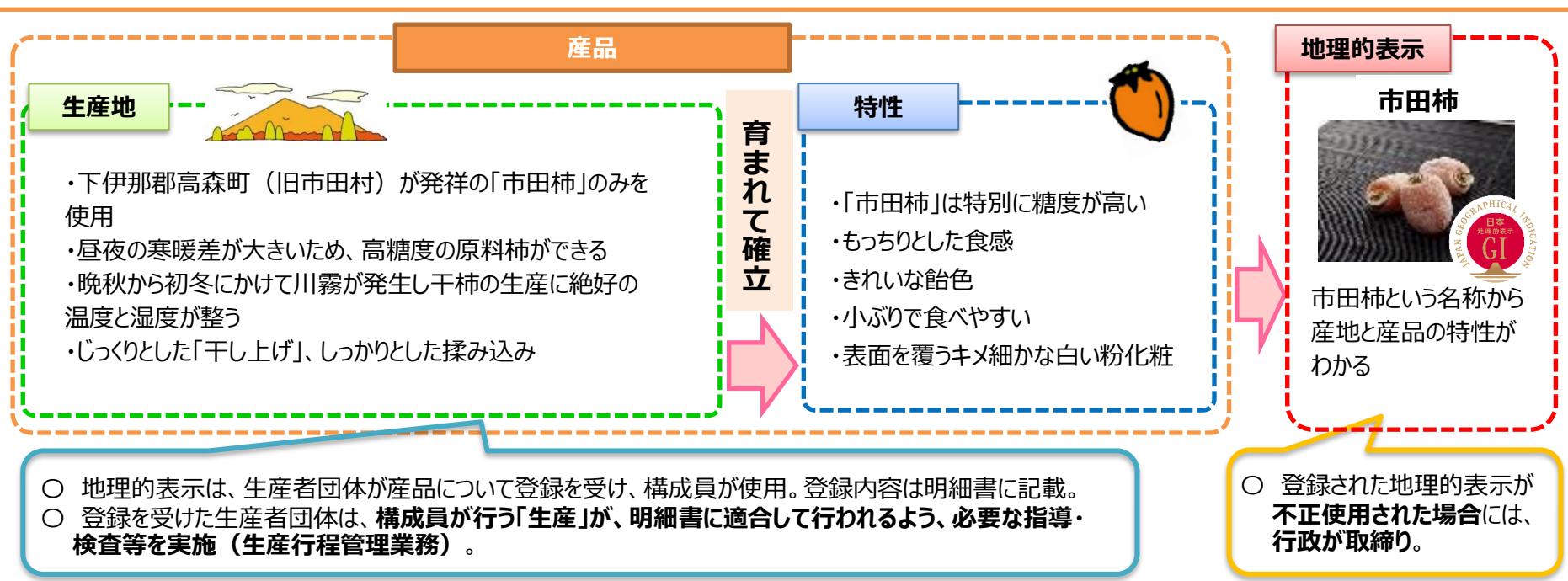


- 地理的表示 (GI: Geographical Indication) 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、知的財産として保護する制度。(平成27年6月から運用開始)



GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI製品について、**所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定**



お互いの国でGIを保護

⇒ **模倣品の排除によるブランド価値の保護、
生産者自身によるGI申請の負担軽減**

登録の効果

- 登録製品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 国による取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。ブランド価値を守れる。
- 地域と結び付いた製品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。
- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

- 令和6年8月末時点において計148産品がGIとして登録。
- また、日EU・EPAの発効により日本側108産品、EU側121産品が、また、日英・EPAの発効により日本側77産品、英国側30産品が相互保護されている。(令和6年3月末時点)

【福岡】

八女伝統本玉露
はかた地どり

【佐賀】

女山大根

【長崎】

対州そば
長崎からすみ

【熊本】

くまもと県産い草
くまもと県産い草畳表
くまもとあか牛
菊池水田ごぼう
田浦銀太刀
八代特産晩白柚
八代生姜
くまもと塩トマト
やまえ栗

【大分】

くにさき七島蘭表
大分かぼす

【宮崎】

宮崎牛
ヤマダイかんしょ

【鹿児島】

鹿児島島の壺造り黒酢
桜島小みかん
辺塚だいたい
鹿児島黒牛
えらぶゆり
種子島安納いも
種子島レザリーフファン

【沖縄】

琉球もろみ酢
ぐしちゃんピーマン
中城島にんじん
ちんすこう

【鳥取】

鳥取砂丘らっきょう
大山ブロッコリー
こおげ花御所柿
大栄西瓜
伯州美人

【島根】

東出雲のまる畑ほし柿
三瓶そば

【岡山】

連島ごぼう
備前黒皮かぼちゃ

【広島】

比婆牛
豊島タチウオ
大野あさり
福山のくわい

【山口】

下関ふく
美東ごぼう
徳地やまのいも
長州黒かしわ

【徳島】

木頭ゆず
阿波尾鶏
徳島すだち

【香川】

香川小原紅早生みかん
善通寺産四角スイカ
サヌキ白みそ
大野豆

【愛媛】

伊予生糸

【高知】

物部ゆず

【滋賀】

近江牛
伊吹そば
近江日野産日野菜
水口かんぴょう

【京都】

万願寺甘とう

【大阪】

富田林の海老芋

【兵庫】

但馬牛
神戸ビーフ
佐用もち大豆
淡路島3年とらふぐ
揖保乃糸

【奈良】

三輪素麺

【和歌山】

紀州金山寺味噌
わかやま布引だいこん
あら川の桃

【岐阜】

奥飛騨山-の村寒干し大根
堂上蜂屋柿
飛騨牛

【静岡】

三島馬鈴薯、田子の浦しらす
西浦みかん寿太郎
深蒸し菊川茶

【愛知】

八丁味噌
豊橋なんぶとうがん

【三重】

特産松阪牛

【新潟】

くろさき茶豆
津南の雪下にんじん
大口れんこん

【富山】

入善ジャンボ西瓜
富山干柿
氷見稲積梅

【石川】

加賀丸いも
能登志賀ころ柿、いしり・いしる

【福井】

吉川ナス
山内かぶら
上庄さといも
若狭小浜小鯛さ漬
越前がに

【山梨】

あけぼの大豆

【長野】

市田柿、すんき

【茨城】

江戸崎かぼちゃ
飯沼栗
水戸の柔甘ねぎ
奥久慈しゃも
行方かんしょ

【栃木】

新里ねぎ
鹿沼在来そば

【東京】

東京しゃも

【北海道】

夕張メロン
十勝川西長いも
今金男しゃく
檜山海参
網走湖産しじみ貝
ところピンクにんにく
十勝ラクレット
浜中養殖うに

【青森】

あおもりカシス、十三湖産大和しじみ
小川原湖産大和しじみ
つるたスチューベン
大鰐温泉もやし、清水森ナンバ
青森の黒にんにく

【岩手】

前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ
岩手木炭、二子さといも
浄法寺漆、甲子柿
広田湾産イシカゲ貝、西わらび

【宮城】

みやぎサーモン、岩出山凍り豆腐
河北せり、仙台せり

【秋田】

大館とんぶり、ひばり野オクラ
松館しほり大根、いぶりがっこ
大竹いちじく

【山形】

米沢牛、東根さくらんぼ
山形セルリー、小笹うりい
山形ラ・フランス

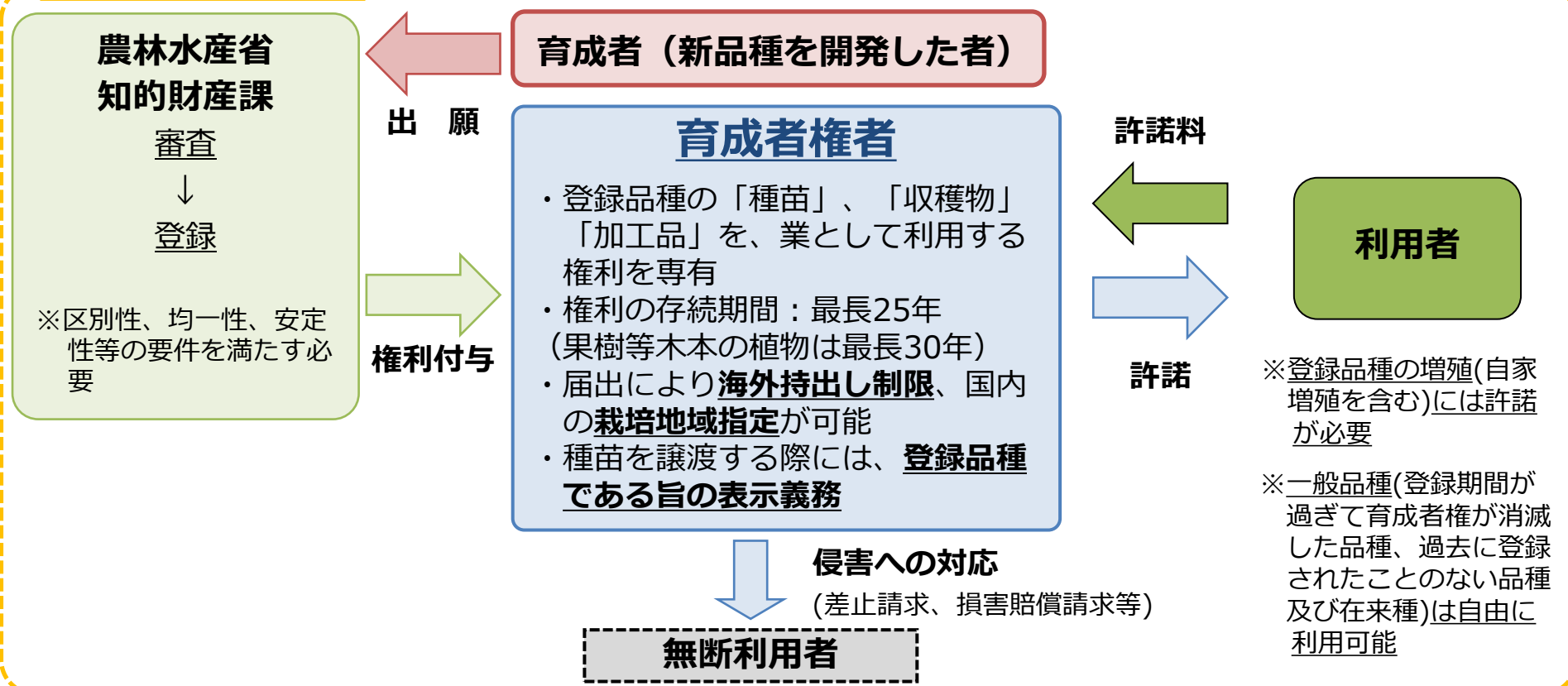
【福島】

南郷トマト、阿久津曲がりねぎ
川俣シャモ、伊達のあんぼ柿
たむらのエゴマ油、昭和かすみ草

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国150産品が登録。
この他、プロシュット ディ パルマ(イタリア)、ルックガン ライチ(ベトナム)、ピントウアン ドラゴンフルーツ(ベトナム)、
ドイツンコーヒー(タイ)、ドイツンコーヒー(タイ)、フアイムン・パイナップル(タイ)も登録されている。

- 種苗法に基づき、新たに植物品種を育成した者は、国に品種登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を取得。登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

品種登録制度の概要



海外での品種保護を支援

<海外での品種登録>

- ・ 各国ごとに品種登録が必要。国際条約により海外で品種登録できるのは国内流通から4年(樹木及びぶどうは6年)以内に限定。
- ・ 品種登録国では無断栽培に対して当該国の法令に基づく法的措置が可能。

<育成者権の侵害対応>

- ・ 外国における侵害の監視、侵害の把握、侵害への警告・訴訟等の必要な対応を支援。

- 2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用され、何も対策を行わなければ、遠隔地を中心に物流の停滞が懸念されている(物流の2024年問題)。
- 農水産品分野では、長距離輸送が多い、手積み・手下ろしが多い等の特徴により、輸送能力の32.5%(全産業では14.2%)が不足するとの試算が示されている。
- 中継共同物流拠点の整備、パレット化による荷積み・荷卸しの効率化、トラックから鉄道・船舶へのモーダルシフト等により持続可能な農産物等の物流を実現する必要がある。

※株式会社NX総合研究所試算(2022年11月11日)

トラックドライバーの働き方改革

法律・内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】		大企業に適用	中小企業に適用				
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】							適用
	月60時間超の時間外割増賃金引き上げ(25%→50%)の中小企業への適用						適用	

		現行	2024年4月以降(原則)
改善基準告示抄	年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
	1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
	1日の拘束時間	13時間	13時間
	休息時間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限

「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算(NX総合研究所)

○全体

不足する輸送能力の割合(不足する営業用トラックの輸送トン数)	
2024年	14.2%(4.0億トン)
2030年	34.1%(9.4億トン)

○発荷主別(抜粋)

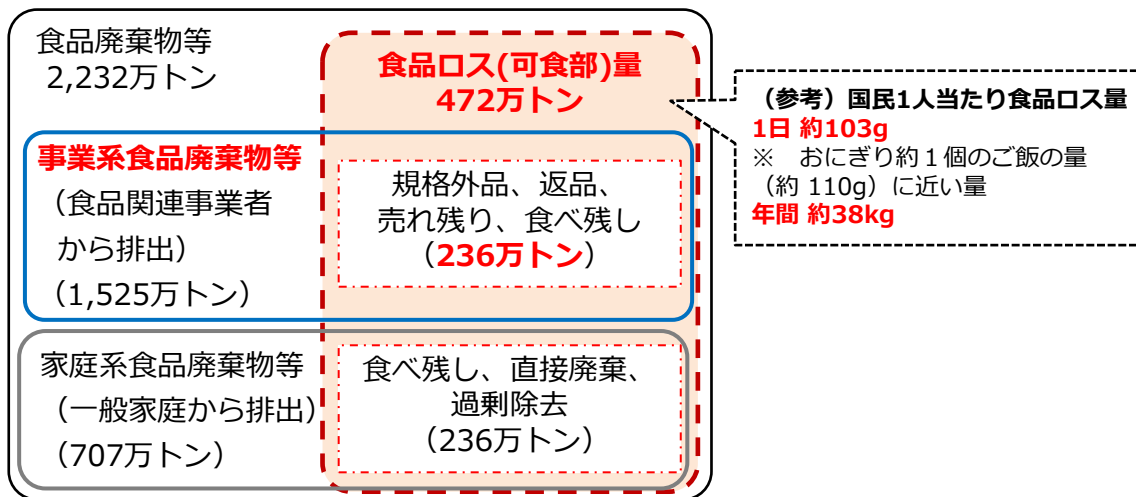
業 界	不足する輸送能力割合
農産・水産品出荷団体	32.5%
紙・パルプ(製造業)	12.1%
建設業、建材(製造業)	10.1%
飲料・食料品(製造業)	9.4%

○地域別(抜粋)

地 域	不足する輸送能力の割合
中 国	20.0%
九 州	19.1%
関 東	15.6%
中 部	13.7%

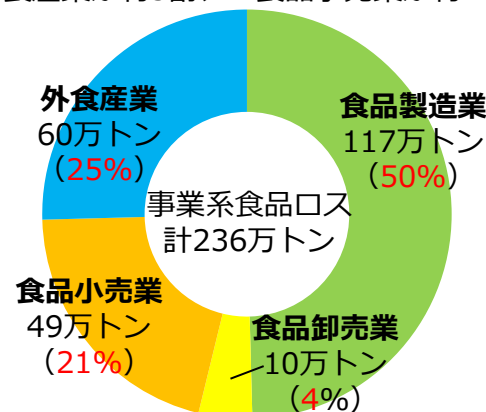
- 我が国の食品ロスは472万トン。うち食品産業から発生する事業系食品ロスは236万トン。
- 2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを半減(273万トン)させる目標が設定されており、2022年度に目標を達成。(食品リサイクル法の基本方針において同目標を設定。)
- 2022年度での食品ロス削減目標の達成を踏まえ、新たな目標について食料・農業・農村政策審議会食料産業部会の「食品リサイクル小委員会」等で議論を開始。

<食品ロスの発生状況(2022年度推計)>

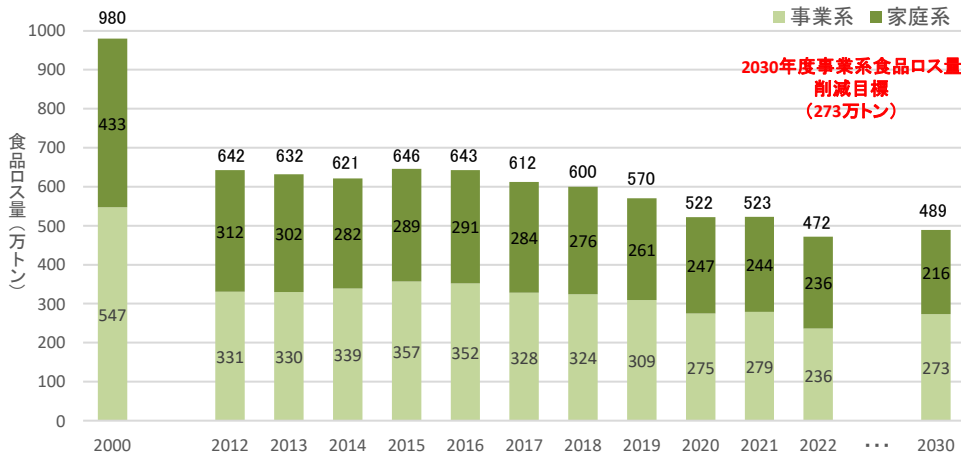


<事業系食品ロスの業種別内訳(2022年度推計)>

〔事業系の内訳は、食品製造業が5割、
外食産業が約3割、食品小売業が約2割〕



<食品ロス量の推移>



(資料)農林水産省・環境省調べ

(年度)

<食品ロス削減推進法の基本方針>

国が行う基本的施策：

○食品関連事業の取組への支援

- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進
(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)
- ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整 等

○食品廃棄物・食品ロス量の実態調査

○取組促進のための表彰

○先進的な取組や優良事例の共有、エシカル消費の啓発

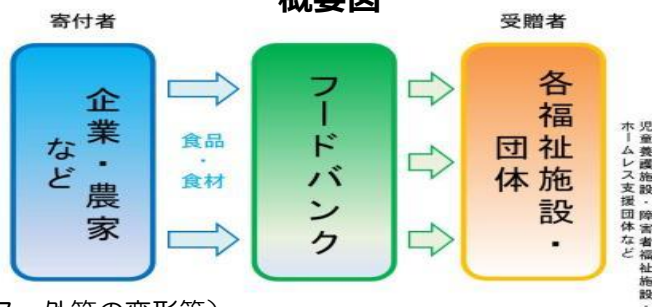
○未利用食品を提供するフードバンク活動への支援

(食品事業者とフードバンクとのマッチングを含む) 等

フードバンク活動の推進

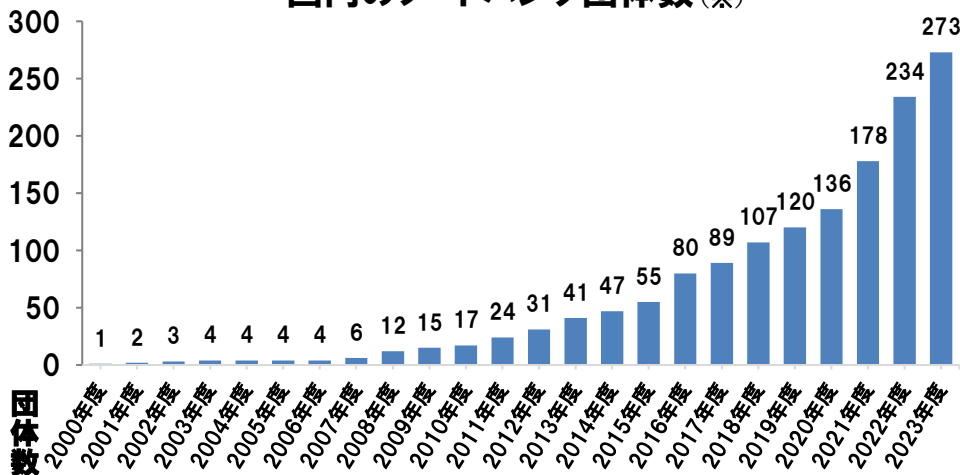
- 生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。（日本では北海道から沖縄まで273団体が活動）
- 生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題となっており、こども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割の重要性が高まっている。

概要図



（印字ミス、外箱の変形等）

国内のフードバンク団体数（※）



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」等

（※）農林水産省のホームページへ掲載希望のあったフードバンク活動団体数

農林水産省におけるフードバンクへの支援事業

大規模かつ先進的な取組の支援

（令和5年度補正予算）食品ロス緊急対策事業【350百万円】

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、**輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援（定額補助）。**

活動強化に向けた専門家派遣、大規模かつ先進的な取組の支援

（令和6年度当初予算）食品ロス削減総合対策事業のうち
食品事業者からの未利用食品提供の推進等【88百万円】

1. 専門家派遣等

食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、**専門家派遣等**によるサポートを実施。

2. 先進的取組支援

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、**輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援（1/2補助）。**